

# 基準緩和型サービス をご存知ですか♪

要支援1・2の方と基本チェックリストによる事業対象者の方が受けられるサービスには、訪問型サービスと通所型サービスの2種類があり、それぞれ従来型のサービスのほかに、市独自の基準緩和型サービスがあります。

## 【基準緩和型訪問サービス】

掃除、ごみ出し、洗濯、調理、買い物などの家事援助のみが必要な方(身体介護が不要な方)向けのサービスです。

市が認定した成田市認定ヘルパーなどがご自宅に伺ってサービスを提供するもので、従来型のサービスと比べて費用を抑えることができます(従来型のサービスの8割程度)。

## 【基準緩和型通所サービス】

事業所に行って(送迎付き)、介護予防の体操やレクリエーションなどを行うもので、身体介護が不要な方向けのサービスです。

看護職員と機能訓練指導員が配置されないサービスですが、従来型のサービスと比べて費用を抑えることができます(従来型のサービスの8割程度)。

サービスを利用する際は、皆さんのご希望も伺いながら、地域包括支援センター職員又はケアマネジャーがケアプランを作成しますので、基準緩和型サービスに興味がある方は、ご相談ください。

### 問合せ先

基準緩和型サービスについてくわしくは、お住まいの地区を担当する地域包括支援センター、担当のケアマネジャー又は成田市介護保険課(TEL0476-20-1545)へお尋ねください。